

○入院勧告等の取扱いについて

〔平成11年4月26日 健医感発第58号
各都道府県・各政令市・各特別区衛生主幹部(局)長宛
厚生省保健医療局結核感染症課長通知〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）が去る4月1日に施行され、同法に基づく入院の取扱いについては「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて」（健医発第454号厚生省保健医療局長通知）、医療費の公費負担については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における医療の公費負担の取扱いについて」（健医発第455号厚生省保健医療局長通知）によることとされたところであるが、同法における入院勧告等の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏なきよう取り計らわれない。

記

- 1 一類感染症、二類感染症等に係る法第12条による届出がなされた場合等、入院が必要な患者が発生したとの情報を把握した場合は、各保健所は、その日のうちに入院の要否を判断し、入院勧告を行うべきものであること。このため、休日、夜間等において届出があった場合でも、各保健所においては、必要な対応がとれるようにしておくこと。
- 2 休日、夜間等において届出があった場合において、保健所の職員と連絡が取れない等による届出の受理の遅滞や、入院勧告の事務の遅滞により勧告入院が遅れ、結果として本来公費負担がなされるべき感染症医療について患者の自己負担が生じるといった事態は極めて望ましくないこと。
万が一こうした事態が生じた場合には、入院勧告を行うに当たり、入院の始期を、届出がなされた時点の後、明らかに入院が必要と認められる時点に遡って設定することができること。
- 3 2の場合の入院の期間は、保健所が入院の始期として設定した時点以降で、患者が実際に感染症指定医療機関に入院した時点から計算するものであり、感染症の診査に関する協議会に意見を聴く場合についても、実際に勧告の通知を行った時点からではなく、上記の計算によって72時間以内に意見を聴くこと。
- 4 なお、2の取扱いは、医師が届出を行ったにもかかわらず保健所の職員と連絡が取れないことによる受理の遅滞や入院勧告の事務の遅滞により、当該患者の勧告入院が遅れた場合にのみ限定して可能なものである。